

地方とともに日本を元気に！

～現場からの声を国政へ～

我が国が直面する諸課題を解決し、国・地方で一致協力して取り組むべき事項について、「日本再生十二箇条」として要請してまいりました。その中でも、特に喫緊の課題である下記の重点項目について、政権公約に盛り込んでいただくよう、改めて強く申し入れます。

なお、これらの重点項目を中心に、政権公約に対し国会としての評価を行い公表していくことを予定しておりますので、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成24年11月 全国知事会

1 震災復興と災害に強く安全で活力ある国土づくり

- ・ 大規模災害により被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興を推進するため、復興交付金等を包括交付金化し、被災自治体及び避難者受入自治体が主体的な判断で復旧・復興事業を実施することを可能とすること。
- ・ 東日本大震災を踏まえた新たな被害想定に基づき、巨大地震及び津波対策の加速化と抜本的な強化を図るため、「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」及び「首都直下地震対策特別措置法（仮称）」を制定すること。
- ・ 広く国民の理解が得られる中長期のエネルギー政策の方針を早期に確立するとともに、地域条件を十分考慮したシビアアクシデント対策、高経年化原子炉対応、再稼働に関する納得の得られる判断、原子力防災対策の強化を確実に進めること。
- ・ 多様な国土軸は、日本再生の「背骨」であり、国土のリダンダンシーの観点から、高速交通網の整備による日本海国土軸、太平洋新国土軸や北東国土軸など多重国土軸による新たな国土構造を構築すること。
- ・ 大規模災害によるあらゆる被害を最小限にするため、国による法整備、財政的支援の下、国と地方が一体となり、全国の緊急防災・減災事業を展開すること。

2 国と地方の協議

- ・ 法定化された「国と地方の協議の場」に、「日本再生デザイン」で提案した「この国のかたち」や、これからの国と地方の関係、「道州制」を含めた統治機構のあり方、地方分権改革の進め方などについて幅広く協議する「国のかたち分科会（仮称）」を設置すること。
- ・ 特に、税制改正、地方財政対策に関する「地方税財政分科会（仮称）」や社会保障制度改革に関する「社会保障分科会（仮称）」など分野別の常設分科会を設置すること。

3 国と地方の関係

- ・ 国・地方の抜本的な構造改革を進めるため、中央省庁を抜本的に見直し、権限・財源を地方へ移譲するなど、国のかたちを変える地方分権改革を推進すること。
- ・ 国の出先機関のブロック単位での丸ごと移管を推進するための法律を早期に制定するとともに、直轄道路・直轄河川やハローワークなど本会が強く求めている事務の移管を実現し、地域の実情に応じて国の出先機関移管を断行すること。
- ・ 義務付け・枠付けの見直しの「質」を高める観点から「従うべき基準」の縮小など地方の自由度を実質的に高めるさらなる見直しを行い、条例制定権を拡大すること。

4 地方安定財源の確保

- ・ 累増する臨時財政対策債について、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税について法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行い、一般財源総額を確保すること。
- ・ 地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方の自主財源を拡充すること。
- ・ 地方自治体の自由裁量拡大の観点から、地域自主戦略交付金を進化させ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用外とした基本的に地方が自由に使える「総合交付金」を創設すること。

5 地方自立自治体

- ・ 全国一律ではなく、各地域が自らの地域のあり方を選択・決定できる仕組みを導入すること。まずは、設置が義務づけられている教育委員会を選択制とすること。
- ・ 地域の力を引き出し、課題解決、経済の活性化・成長に結びつけるため、各種規制の特例措置を原則として認めることを基本とし、地域の自主性と責任の下での施策展開を可能とする「スーパー総合特区（仮称）」を創設すること。

6 地域経済対策と雇用対策

- ・ 地域経済・雇用の活性化対策を迅速に実施するため、震災被災地の産業復興の促進や、円高・デフレ対策により中小企業の発展を支えた上での成長分野の規制緩和や、防災対策に重点を置いた公共事業推進等の地域経済対策を推進すること。
- ・ 雇用を維持、創出し、若年者や高齢者、女性、障がい者などの就業支援を充実するため、「雇用創出基金」など地方の自主性が発揮できる財源を確保・充実すること。
- ・ 自立した、成長するグローバルな地域社会の形成により日本経済の再生を成し遂げるため、地域の多様性に基づくイノベーションと新産業の創出やグローバル社会に対応した人材の育成・集積を図ること。

「道州制」に関する確認事項

「道州制」への移行による我が国の統治機構の見直しにおいては、そもそも「道州制」についての確立された定義、見解、分析等が十分に行われないうままの議論が先行していると認識しています。

つきましては、貴党の政権公約等において、「道州制」等に関する公約を掲げられる場合には、以下の点を明確にさせていただきますよう、要請いたします。

記

1. 国と地方のあり方の構造的改革

「道州制」は単なる「都道府県合併」を意味するものであってはならず、真の分権構造に至るものでなければ、単なる数合わせに終わってしまう。

国の出先機関の全面移管をはじめ、中央省庁の抜本的な見直しや地方への大胆な権限移譲の断行による国・地方関係の構造的改革をどう考えているのか。

2. 一極集中防止・格差是正方策

各道州間・同一道州内における一極集中の防止や格差是正のための方策として、税財政制度を含め、具体的にどのようなものを考えているのか。

3. 地方・住民意見の十分な尊重

「道州制」の区域や仕組み、移行手続き等の制度設計に当たっては、国からの一方的な押しつけではなく、「国と地方の協議の場」の活用など、地方や住民との協議を十分に尊重し、理解を得ることについてどう考えているのか。

2012年総選挙 全国知事会 政権公約評価基準

平成24年11月

評価項目	配点	評点の重点項目・評価方法	
1 震災復興と災害に強く安全で活力ある国土づくり	20	<ul style="list-style-type: none"> ☆被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興の推進 ☆巨大地震対策の加速化と抜本的な強化を図るための特別措置法の制定 ☆エネルギー対策と原子力防災の強化 ☆多重型国土軸による新たな国土構造の構築 	
2 国と地方の協議	15	<ul style="list-style-type: none"> ☆「国のかたち分科会(仮称)」の設置 ※「道州制」について主張されている場合は、別添の確認を行う。 	○評点は、各党の政権公約及び回答に、申入書の内容が明記されているかどうかを確認して行う。
3 国と地方の関係	15	☆国出先法の早期制定	○その際、左欄の☆印の項目については、特に重点項目として評点する。
4 地方安定財源の確保	15	<ul style="list-style-type: none"> ☆臨財債の見直しと地方交付税の法定率引上げなどによる一般財源総額の確保 ☆税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築と地方自主財源の拡充 	○評価項目ごとに、配点欄の点数を上限に各委員が評点する。
5 地方自立自治体	15	☆地方が選択・決定できる仕組みを導入し、教育委員会を選択制に	
6 地域経済対策と雇用対策	20	☆雇用創出基金などによる雇用の維持・創出	
実現可能性等(減点項目)	0～▲50	<ul style="list-style-type: none"> ○政権公約の全般を通じ、具体的な財源の裏付けがない、制度改革を打ち出す理由や実現のためのプロセスが明らかでない(目安:最大▲30) ○その他、項目外の公約内容で、本会の主張に反するものがある(目安:最大▲20) ※道州制質問項目に対する回答内容が曖昧であったり、中央集権につながるようなものと認められる場合は、ここで減点する。 	
合計	100		